

# 入学前に知っておきたい！『河崎会看護専門学校』に進学したら、どんな学費等への支援があるのかな？



**高卒者** または 准看護学科卒業生(高卒後⇒准看) には 日本学生支援機構の「給付奨学金」と「入学金と授業料の減免」。

**社会人** の方と **ひとり親家庭** の方には 厚生労働省の「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」

「教育訓練支援給付金」 また、児童扶養手当を受給している **ひとり親家庭** の方には 市町村の「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」があります(詳細につきましては、お住いの市町村へお問い合わせください)。

それぞれの給付金を受けるには、対象になるかどうかの受給要件があります。 以下の図で、ご自分が対象になるかどうか見てみませんか？

## 高卒者(2浪迄)

問合せ窓口：河崎会看護専門学校

- ◆日本学生支援機構の「給付奨学金」  
(以降、jassoという)
- ◆入学金・授業料の減免

## 社会人

問合せ窓口：お近くのハローワーク

- 「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」  
(※受講前に事前相談が必要です)

## ひとり親家庭

問合せ窓口：お住いの市町村

- 「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」  
(※受講前に事前相談が必要です。受給は1回限り)

《給付奨学金》 ※年に2回、春と秋に定期採用があります。

### 《申込資格》

① 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

② 高等学校卒業程度認定試験に合格した人  
(jasso基準該当者)

### 《選考基準》

#### 学力基準

- ①～③のいずれかに該当すること
- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

#### 家計基準

- 「収入基準」と「資産基準」いずれにも該当する必要があります
- ◆「収入基準」… マイナンバー等で把握した住民税情報で判定します。
- ◆「資産基準」… 申込時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。(生計維持者の数に関わらず)

### 《入学金・授業料の減免》

令和7年度から、子供3人以上の多子世帯への支援が拡充されました。  
子供が1人や2人の世帯についても、現行制度による支援があります。

### 《修学支援対象者の要件基準》

給付奨学金の要件(基準)と同じです。

ただし、あなたが多子世帯に属している場合、所得制限がなくなり「資産基準」は「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

### 《支援金額について》

以下の額の入学金・授業料の支援があります。

(※学校の授業料等が減免されるものであり、直接、学生本人に現金が支給されるものではありません。)

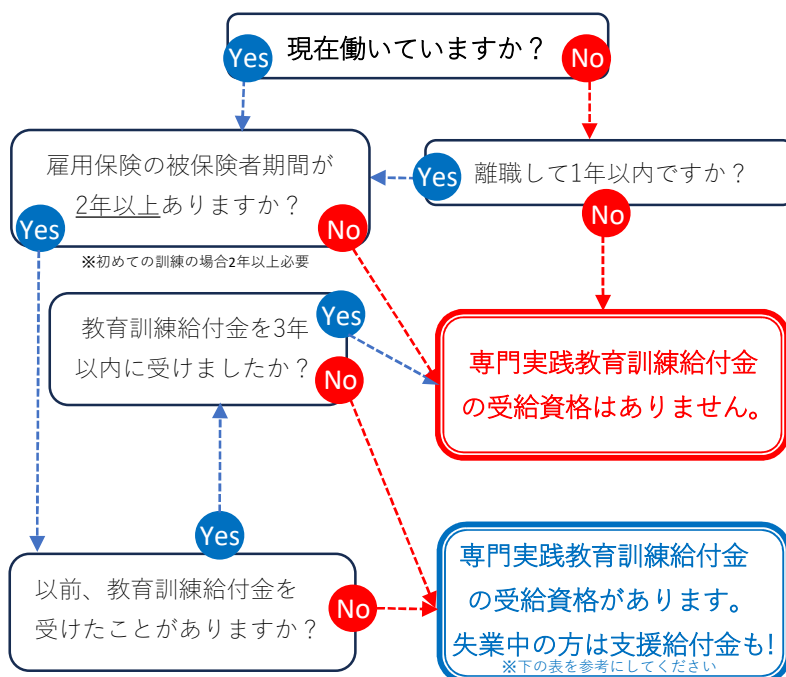
| 減免額<br>(年額) | 当校の減免額 |      |
|-------------|--------|------|
|             | 入学金    | 授業料  |
| 看護第1学科      | 16万円   | 49万円 |
| 看護第2学科      | 14万円   | 39万円 |

### 《給付奨学金支給金額と授業料等支援額》

多子世帯とそれ以外の世帯の給付奨学金と授業料等減免額早見表(資産額5,000万円未満とする)

| 支援区分<br>(年収目安)                | 1子・2子世帯       |        | 多子世帯     |         |
|-------------------------------|---------------|--------|----------|---------|
|                               | 給付奨学金<br>(月額) | 授業料等減免 | 給付奨学金(月) | 授業料等減免額 |
| 第Ⅰ区分<br>(～270万円)              | 38,300円       | 満額     | 38,300円  | 満額      |
| 第Ⅱ区分<br>(～300万円)              | 25,600円       | 2/3    | 25,600円  | 満額      |
| 第Ⅲ区分<br>(～380万円)              | 12,800円       | 1/3    | 12,800円  | 満額      |
| 第Ⅳ区分<br>(多子世帯に限る)<br>(～600万円) | 不採用           | 不採用    | 9,600円   | 満額      |
| 中間層以上<br>(600万円～)             | 不採用           | 不採用    | 無し       | 満額      |

※上表内の「満額」とは左表の減免額(年額)を限度に減免できるという意味  
※給付奨学金の支給額は、自宅通学の金額となります。



※これはあくまでも目安です。出産や疾病等の場合、適用期間の延長がありますので、必ずお住いの地域を管轄するハローワークにて「支給要件照会」を行って下さい。

簡単に言いますと。。。

◇「専門実践教育訓練給付金とは？」…学費(教育訓練経費)の一部を国が支援するもの

| 支援時期 | 在学中の支援内容                  | 給付額       |
|------|---------------------------|-----------|
| 在学中  | 教育訓練経費(※)の50%相当額を6ヵ月ごとに支給 | 年間上限 40万円 |

※ 受講開始時 年齢の制限なし

| 支援時期 | 卒業後の支援内容                 | 給付額               |
|------|--------------------------|-------------------|
| 卒業後  | 資格取得し、1年以内に被保険者として雇用されたら | 年間上限16万円 × (修業年数) |
|      | 教育訓練経費(※)の20%相当額を追加支給    |                   |
|      | 資格取得前と後の、賃金比較が5%以上上昇した場合 | 年間上限8万円 × (修業年数)  |

(※) 入学金、授業料、実習教材費、教科書代の合計額

◇「教育訓練支援給付金とは？」…専門実践の受給資格があり、失業中の方に生活費の一部を国が支援するもの

| 支援時期 | 支援内容                         |
|------|------------------------------|
| 在学中  | 雇用保険の基本手当の日額の60%相当額を2ヶ月ごとに支給 |

※ 受講開始時 年齢45歳未満の方に限る。

※退職日が受講開始日より後になる場合は支援給付金を受けることはできません。

「自立支援教育訓練給付金」対象者

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること
- ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練講座を受講することが適職につくに就くため必要と認められること
- ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない事

「高等職業訓練促進給付金」対象者

- ①児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある者(所得制限水準を超過した場合でも1年に限り引き続き対象)
- ②就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者

◆「自立支援教育訓練給付金とは？」…学費(教育訓練経費)の一部を国が支援するもの

### ①. ハローワークと関係のない方

| 支援時期                           | 支援内容                | 給付額      |
|--------------------------------|---------------------|----------|
| 在学中<br>6ヵ月ごと                   | 入学科及び受講料の合計額の60%相当額 | 年間上限40万円 |
| 《追加支給》。。。卒業後1年以内に資格取得し、就職等した場合 |                     |          |
| 卒業後                            | 受講料の合計額の25%の追加支給    | 上限20万円   |

※ 追加支給算定額が、12,000円を超えた場合に限る。

### ②. ①以外の人

| 支援時期 | 支援内容                | 給付額               |
|------|---------------------|-------------------|
| 卒業後  | 入学科及び受講料の合計額の60%相当額 | 年間上限40万円 × (修業年数) |

(注) 上表金額と120万の内、少ない方

※ ハローワークにて受給した合計金額と自立支援との差額を支給します。  
ただし、(市85%-職安80%)5%の差額が12,000円を超えた場合に限る。

◆「高等職業訓練促進給付金とは？」…

ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を国が支援するもの

| 支援時期  | 住民税 | 非課税世帯    | 課税世帯    |
|-------|-----|----------|---------|
| 訓練期間中 | 月額  | 100,000円 | 70,500円 |
| 訓練修了後 | 一時金 | 50,000円  | 25,000円 |

※ 訓練を受けている期間の最後の1年間(12ヵ月)は支給額を4万円増額。

※ 専門実践の給付を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが出来る。